

郵船ロジスティクス株式会社  
内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

2020年5月29日

項目内容	根拠法令
<p><b>1 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項</b></p> <p>(1) 監査等委員の職務執行は当社が委託するNYK内部監査部門(以下「NYK内部監査部門」という)がこれを補助する体制を構築する。 (2) 監査等委員会の事務は、取締役会事務局の補助使用人がこれを行う。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ロ 会社法施行規則第110条の4第1項第1号</p>
<p><b>2 前項の使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</b></p> <p>(1) 前項の補助使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動や人事評価に関し、監査等委員会の意見を尊重する。 (2) 監査等委員は、その職務の遂行および監査等委員会の事務に関し、前項の補助使用人を直接指示できる。 (3) 監査等委員の職務の執行を補助するNYK内部監査部門および監査等委員会の事務を補助する取締役会事務局の補助使用人の独立性に関し、監査等委員会は取締役会に対し当該事項の整備、改善を要望する権限を有する。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ロ 会社法施行規則第110条の4第1項第1号第2号、第3号</p>
<p><b>3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制</b></p> <p>(1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員および使用人等は、その管掌・担当する部署の業務の執行状況を監査等委員会に適宜報告する。 (2) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員および使用人等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員および使用人等は、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。 (3) 当社のコンプライアンス・ヘルプライン規則に基づいて、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)は内部通報制度の運用状況や通報内容を監査等委員会に定期的に報告する。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ロ 会社法施行規則第110条の4第1項第4号イ)</p>
<p><b>4 当社の子会社の取締役等、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制</b></p> <p>(1) 当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人は、法令および国内・海外関係会社管理規程に定められた事項の他、当社の監査等委員から報告を求められた事項については速やかに報告する。 (2) 当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人は、本記載第13項に定める運用要領に沿って監査等委員会へ情報伝達するほか、監査等委員会の求めに応じて報告する。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ロ 会社法施行規則第110条の4第1項第4号ロ)</p>
<p><b>5 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制</b></p> <p>通報者が内部通報制度に基づいて不正の目的なく通報したことを理由として、同人に対して不利な取り扱いを行わない旨を郵船ロジスティクスグループ行動規範およびコンプライアンス・ヘルプライン規則に定める。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ロ 会社法施行規則第110条の4第1項第5号</p>
<p><b>6 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</b></p> <p>監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、年度毎の監査等委員会の決議に基づく監査費用の予算をはじめとした同委員会の職務の遂行について、同委員会が必要と認める費用の申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、同委員会からその他の費用の請求があった場合には、監査等委員会規則に基づき速やかに支払う。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ロ 会社法施行規則第110条の4第1項第6号</p>
<p><b>7 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</b></p> <p>(1) 監査等委員会、会計監査人、NYK内部監査部門、Core Management Boardは、十分な意思疎通を図り協力体制を構築する。 (2) 監査等委員会と当社取締役会(代表取締役社長または代表取締役社長から権限を委任された者を含む)、NYK内部監査部門、当社のグループ会社を主管する部署は連携を図るとともに、当社(子会社を含む)の被監査部署の情報収集や調査に対しては、監査等委員の監査の実効性を確保するための協力体制を構築する。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ロ 会社法施行規則第110条の4第1項第7号</p>
<p><b>8 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</b></p> <p>(1) 郵船ロジスティクスグループ行動規範、コンプライアンス推進規則その他の社規程を制定する。 (2) コンプライアンス研修、通関研修その他各種研修を継続的に行い、知識の習得および法令遵守意識を徹底する。 (3) 補助者を起用した適切な取締役会運営を実施する。 (4) 実情に応じた部署間の横断組織を設置する。 (5) コンプライアンス委員会を定期開催し、年度毎のコンプライアンスプログラムを定め、実行状況を確認する。 (6) コンプライアンス・ヘルプライン(内部通報制度)を適切に整備、運用し、違法行為の早期発見可能な体制を構築する。 (7) NYK内部監査部門は、当社取締役会(代表取締役社長または代表取締役社長から権限を委譲された者を含む)、監査等委員会と協議のうえ策定した年間計画に基づく通常の内部監査や臨時監査等(NYKによる臨時監査を含む)を実施し、当社取締役会および監査等委員会に報告する体制を構築する。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ハ 会社法施行規則第110条の4第2項第4号</p>
<p><b>9 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</b></p> <p>当社の文書管理の基準となる文書管理規則、情報セキュリティ規程、その他社規程に基準を定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理する。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ハ 会社法施行規則第110条の4第2項第1号</p>
<p><b>10 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</b></p> <p>(1) 当社を取り巻く各種リスクは、担当部署毎に関連する業務に係るリスクを把握し、コンプライアンス委員会に報告する体制を整える。コンプライアンス委員会は、各部署のリスク管理の運用状況、および重大なリスクについて評価・指導を行う。 (2) 投資リスクに対しては、投資検討会議がリスクの分析、評価等の精査を行うと共に、投資効果の検証を行う。 (3) 大規模災害や障害等ともなう会社資産の滅失・毀損や事業機会の損失等のリスクに対しては、事業継続計画(BCP)の基本方針を定め、大規模災害等への危機管理体制を構築する。BCPIは随時見直しを行い、その実効性を毎年検証し、「事業継続マネジメント会議」に報告した上で改善を行う。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ハ 会社法施行規則第110条の4第2項第2号</p>
<p><b>11 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</b></p> <p>(1) 取締役会規則、監査等委員会規則、Core Management Board規則および職務権限規程において、権限委譲を含む経営の意思決定権限の基準を定め、効率的かつ迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現する体制を構築する。 (2) 「取締役会事務局」を設置し、取締役会に上程される付議・報告の付議基準適合性を事前確認するとともに、決議事項を社内伝達するなど取締役の職務の執行を支援する。 (3) 取締役会の実効性については、年1回評価し、効率性を含めた運営改善に努める。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ハ 会社法施行規則第110条の4第2項第3号</p>
<p><b>12 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制</b></p> <p>(1) 郵船ロジスティクスグループ行動規範、コンプライアンス推進規則、その他の社規程を制定する。 (2) コンプライアンス研修、通関研修その他各種研修を継続的に行い、知識の習得および法令遵守意識を徹底する。 (3) コンプライアンス・ヘルプライン(内部通報制度)を適切に整備、運用し、違法行為の早期発見可能な体制を構築する。 (4) コンプライアンス委員会を定期開催し、年度毎のコンプライアンスプログラムを定め、実行状況を確認する。 (5) NYK内部監査部門は年間計画に基づく通常の内部監査を実施し、定期的に当社取締役会および監査等委員会に報告する。 (6) 各部署の業務執行に関する法律相談窓口をLegal Groupに設置し、法令遵守体制を確保する。</p>	<p>会社法第399条の13第1項第1号ハ 会社法施行規則第110条の4第2項第4号</p>
<p><b>13 企業集団における業務の適正を確保するための体制</b></p> <p>(1) 当社および当社グループの業務執行体制の組織は、Global Headquarters(GHQ)、Regional Headquarters(RHQ)、およびOperation Company(事業会社)で構成される。GHQは当社グループのグローバル本社として「Business Unit」、「Business Development」、「Business Partner」を設置し、RHOおよびOperation Companyを支援・統括する。 (2) 当社グループは世界を日本、米州、欧州、東アジアおよび南アジア・オセアニアの5つの地域に区分し、各地域の地域本社としてRegional Headquarters(RHQ)を設置する。RHOはGHQが策定するグローバル成長戦略に基づいた地域成長戦略の策定と遂行について責務を負い、所管するOperation Companyの「Business Unit」、「Business Development」、「Business Partner」を支援・統括する。 (3) 取締役会決議により選任されたChief Regional Officer(CRO)/地域総括がRHOの業務執行に関する重要事項に関し、国内・海外関係会社管理規程に沿って所管する事業会社の統括と管理を行う。 (4) 当社および当社グループのコンプライアンス推進部署としてLegal Groupを設置している。当社グループのOperation Companyは、コンプライアンス担当者を置くとともに、コンプライアンス違反が発生した場合は、CROを経由して当社のCCOに対し報告を行う。 (5) NYK内部監査部門は計画的に当社(子会社を含む)に対する内部監査を行い、必要に応じて指摘、助言、改善提案等を行う。</p>	<p>会社法第339条の13第1項第1号ハ 会社法施行規則第110条の4第2項第5号</p>